

古印を捺した土器

土器に印を捺すということ

Wares Bearing Old Seal Marks

榎村寛之

はじめに

①「竇」と「桑名国依」

②印を捺す土器

③「笠百私印」製塩土器支脚の意義

おわりに

【論文要旨】

古代においても、私印は文書に捺されるのが最も普通の用途である。ところがまれに、焼成前の土器に捺した事例が見られる。生産窯や貢納主体の国や郡を表示するために印を土器や瓦に捺す例は少なくないが、私印を捺すという行為には、全く別の目的があったと考えられる。

こうした数少ない事例のうち、三重県で報告された「竇」「桑名国依」の印を押したと見られる土器を調査したところ、印の文字に似せた陰刻とは考えにくく、前者は名前の1文字を採った印、後者は姓名ともに刻した印を捺したものと判断された。

これらの印は、文書を取り扱える立場の地方官人層の所有物と見るのが妥当で、彼等が土器の生産段階のある時期に、特定の土器を選別して私印を捺していたものと考えられる。それは生産管理のために印を捺すよりも、私物であることを表示するために名前を墨書するのに類似した行為である。このような土器墨書は、祭祀や呪術に使う土器であることを表示したものであるという見解が出されている。

これに関連した事例として注目すべきは、京都府で報告された製塩土器の中に私印を捺した事例である。製塩土器は消耗品で、長期に渡って所有するために捺印をしたとは考えにくい。むしろこの印は、中身の塩を生産の段階で弁別しておく必要があったから捺されたものと考えられる。すなわちこの場合は、首長層が祭祀などの特定目的のために生産した塩を表示するために捺したのと考えられるのである。

同様に、祭祀などに用いるために特に発注した土器に対して、ほかの土器と区別するために私印を捺すということが古代には行われたのではないかと考えられる。また、その背景には、印自体に神秘性を見る古代人の意識をうかがうことができるだろう。

はじめに

本来、印とは文書に捺されるために造られたものである。事実、古代の印形のほとんどは紙の上にその形を留め、現代に伝えられている。

ところがまれに、異なった形態の印形が現れることがある。それは土器や土板等に捺されたものである。

先に断わって置かなければならないが、土器や瓦、埴などに印を施した例は全国的に見てそれほど稀ではない。しかしそれらの多くは、文字の形態や大きさから、明らかに木印や陶印とわかるもので、製作集団や納品した郡など表示したと考えられている⁽¹⁾。典型的な例に岐阜県老洞古窯跡群などから出土している「美濃国」の陶印がある⁽²⁾。これらは、いわゆる古印、すなわち、文書に捺印されるために造られた印とは当初から異なる目的で作成されたと考えられるものである。

ところが稀に、いわゆる「私印」を土器などに捺したと考えざるをえない例が見られるのである。この論文では、三重県下で発見された2例の調査を元に、他の報告例と比較することで、その意味を考えていきたいと思っている。なお、以下、便宜上、古印の印形のある土器を「私印土器」、その他の印のあるものを「施印土器」として区別していきたい。

① ……………「寶」と「桑名国依」

まず、三重県下で出土した2点の土器片を紹介しておこう。

1点は斎宮跡で出土したものである。奈良時代の須恵器杯の底部外面に印が捺されている。印面は「寶」と読める。法量は約3.3cm×3.3cmである。もう1点は桑名郡北勢町の権現坂遺跡で出土したもので、やはり奈良時代末期から平安時代初期の須恵器杯の底部内面に「桑名国依」の四文字印が捺される。法量は約2.4cm×2.4cmである⁽³⁾。

次に、各々について詳細に論じていきたい。

1 寶について

私印土器「寶」は、斎宮跡第28次調査で出土した。場所は柳原地区と呼ばれている所で、このあたりは8世紀末期に整備された方格地割—つまり当時の斎宮—、の中心部分よりやや北西になる。ただし奈良時代の遺構は土坑ばかりで、建物はなく、方格地割成立以前に投棄された可能性が高い。出土遺構はSK1291と呼ばれる土坑で、奈良時代後半のものとする。土器に伴う使用遺跡は確認されていない。

印面は右上約1/3が欠失しているが、大きく枠曲して印面の下部まで伸びた「𠄎」や、段状に屈曲した「𠄎」の足など、非常に特徴のある文字である。「宝」の印は、大和文華館に伝世品が1点あるが、これは、横古作とも言われ、字体も全く異なる⁽⁴⁾。むしろ𠄎の形状は、平安時代とする説のある東大寺所蔵の「尊勝院印」の「院」のつくりや⁽⁵⁾、これも平安時代とされる「豊受宮印」の「宮」の𠄎の形状によく似ている⁽⁶⁾。

さて、この「寶」とは何であろうか。一見すると吉祥句のようにも見える。墨書土器で吉祥句を

記したものは少なくないから、その可能性も全く否定はできない。しかし、現存する古代印で吉祥文字を記したと確認できるものは無い。そして逆に、「財」印を個人印として使用した可能性の高い事例は⁽⁷⁾見られる。つまり、この印も私印ではないかという見方ができる。

3.3cm角というのは、「拾芥抄」の「印員部」に「卿印一寸」とある個人印の規定に対応する。しかし、『新選姓氏録』によると、古代の氏族で「寶」で始まる氏の名は無い。だが、印面の文字が必ず姓を表わさなければならないというのは、近世以降の常識に引きずられたものかもしれない。私印であることが確実な所持者の明確な1文字の印には、酒人内親王の「酒」の様に、明らかに名前⁽⁸⁾の一部を採ったものが見られるのである。また、藤原頼長は、「頼」の1文字印を作らせ、『台記』に、「名の上字を用ふ」と明記している⁽⁹⁾。一方、藤原行成は逆に「成」の字を用いている⁽¹⁰⁾。『錦所談』は除目大間書の封書に見られる私印の多くが上の字を採っていることを指摘している⁽¹¹⁾。総体に見て、1文字印は名前の1字を採った私印と考えてよいだろう。

2 「桑名国依」について

こちらは間違いなく私印である。桑名氏は文字どおり桑名郡の豪族である⁽¹²⁾。4文字の私印の実物は少なくないが、ほとんどが4文字目は「印」である。しかし、4文字で姓名を表わした例としては、福岡県太宰府市の御笠川南条坊遺跡出土の「佐伯万善」印がある⁽¹³⁾。また、正倉院文書に「生江息嶋」の印形が見られる⁽¹⁴⁾ことは、つとに知られているところだろう。従って、印面には矛盾はない。

さて、福岡県甘木市の宮原遺跡では「日益私印」と読める私印土器が出土している⁽¹⁵⁾。この印形も杯の底部内面に施印されたものである。このほかにも、武蔵国分寺跡からは「若鳥私印」とした施印瓦が出ている。しかし「桑名国依」印には、他の印に見られない著しい特色がある。十文字の罫線が文字を区切っていることである。罫線を置いた事例としては大阪府堺市大庭寺遺跡で出土した「辛丑之印」がある⁽¹⁶⁾、しかしこれは中央に縦罫線の入っているだけで、2区画にしか分かれず、現在の所、十文字に印面を区切った印の実例はない。その意味で、極めて手間をかけて作られた印だということができるだろう。

以上のように、2点ともに私印を捺したものと考えるのがもっとも妥当のような考えられる。ただ、まったく疑問が無いわけではない、ヘラを使って印のような刻印を施した可能性も全く無いわけではないからである。この点について、実見結果を元に考えてみよう。

3 印形の調査より

2つの印形を詳細に見ると、共通した特徴がある。印形の中央部分の線の切れ込みが深く、その周辺の土が強く盛り上がり、逆に周囲では線が浅く、土もほぼ平面のままだということである。このような不均等が何故生じたのか、鈕の付いた印の模造品を粘土板に押し付けてみることで原因が推定できた。まず、印を押し付けると、最初に力が加わるのは鈕の直下の中央部分である。粘土板のような柔らかいものでは、強く押し付けることで、鈕の真下にあたる中央部分の印面の線が深くめり込み、周囲が持ち上げられる。そして、周辺部分になればなるほど、力の掛り方がいわば放射状に弱くなり、線の切れ込みが浅くなっていくのである。文書の捺印の場合、朱を均等に付けて平面に押し付けるのだから、捺印時の力の強弱は印面にそれほど現われない。しかし、粘土板になると、その相違は顕著に現われるのである。つまり、捺印時の力の加わり方が中央部分では強く、周

刃部ではやや弱かったためにこのような不均等が生じたと考えられる。

このような調査結果より、これらの印面の特徴は、やや細めにつくられた鈕を持って捺したために生じたものであり、この印は、いわゆる「古印」形の鈕付印だったと推定される。

すなわち、この印面からは、これらの印形が印を真似たヘラ書き文字であるとは考えにくいのである。

それではこの印は銅印なのだろうか。斎宮跡出土の「寶」については、その細身のシャープな線から見て、銅印だった可能性が高い。「桑名国依」については、木印だった可能性もないわけではない。線の雰囲気は比較的まったりしており、鑄造されたものとは違うようにも思える。古代においては、大嘗祭の「悠紀所印」と「主基所印」が木印だったこと⁽¹⁸⁾や、神祇官が神寶書四卷、鑰九箇とともに「木印一箇」を奏上していることから見て、公的な性格のある木印も存在していたことは間違いない。また、長岡京跡左京の第118次調査では、弧鈕有孔で直径27ミリの木印が出土している。印面の字は判読できないものの、墨痕が全体に残っており、瓦や土器にのみ捺すために作られた印とは明らかに異なる用途のものである。これらの点から、「桑名国依」印が木印であったとしても、特に不思議ではないと思われる。ただし、現在の印形には、木目のような圧痕は確認され⁽²¹⁾ない。

しかしいずれにしても、これらの印が、私印と呼ばれる範疇に属することは疑いなきさうである。これらは、瓦や磚や土器に捺された、いわゆる「スタンプ」として知られる、直径20mm前後の1文字の、やや太めの文字の印形とは明らかに異なり、個人印の使い方の1例として貴重な情報をもたらすものと考えられる。

それではこのような、「私印土器」の性格をどのように考えれば良いだろうか、節を改めて考えてみたい。

②……………印を捺す土器

未報告例もいくつかはあるだろうが、8分から1寸角程度の1文字、または「某々私印」などの4文字印の印形の捺された土器が出土した例は、印そのものの出土より極めて少ない。このことは、土器に印を捺す機会自体が希少であったことを示している、つまり、中央であれ地方であれ、印は文書に捺すためのものであり、私印を土器に捺すことはそうしばしば行われた訳ではなかったと見てよいだろう。

また、現在まで、愛知県・岐阜県の窯跡ではこのような私印土器の発見例は皆無のようである。つまり、生産地遺跡からは発見されにくいらしい。このことは、私印土器と、先述の「美濃」印付きのような施印土器などとの大きな違いとなるだろう。「美濃」印を捺すのは、美濃の窯での生産証明であり、当然施印土器は、生産地でも消費地でも発見されうる。印形は私印より小さく、文字を囲む枠線もない。印の実物は岐阜県岐阜市の老洞古窯跡で発見されており、陶印だったことが知られている。その用途としては、福岡猛志氏が紹介した、須恵器の生産地を示すヘラ書き（「尾治山寸□」＝尾張国春部郡山村里か）のある四日市市西ヶ広遺跡から出土した須恵器⁽²²⁾や、さらに古くは、在地における文字普及以前から使われていたヘラ記号に起源を持つものと考えられよう。そしてこの考えかたは、先述のスタンプと呼ばれる施印土器にも適用できるものと考えられよう。

ところが私印は生産管理には不向きなものである。もしもそのような目的で私印を使うとすれば、それは制作者個人を明示してしまうことになる。しかし、古代において造作物、たとえば調度品や仏像などに製作者の名を入れることは考えにくく、おそらく土器についても同様であったことは想像するに難くない。また、例えば正倉院の布帛に見られる調庸負担者の墨書名と同様なものだと考えるなら、平城京で使われていた多くの須恵器には私印が捺されていなければならないことになる。そして、私印土器が製作者の印だとすると、土器制作工人レベルでも、当時すでに私印を持つことができたことになるが、その割には私印の出土例は極めて少ない。少なくとも現段階では、私印は文書に捺印する義務のあった階層の所持する道具の域を出ていないと思われる。

このように、私印土器は、生産者の目印でつけたとは考えにくい、しかし、物理的には焼成以前に捺しないと、このような土器をつくるのは不可能だろう。つまりこの印は、やはり生産工房で捺されたとしか考えられないのである。

ここで少し切り口を変えて、土器における私物表示の例を考えてみよう。土器墨書の中に人名を書いたものがあることは早くから注目され、そこに祭祀的性格があるという指摘も早くから行われている⁽²⁴⁾。私物表示は多くの場合姓名の表示で行われる。しかし、中には名のみで表示されることもある⁽²⁵⁾。それらは持ち主が無姓者だったことを示すとは考えにくい、むしろ、彼の属している組織においては、名のみで弁別が可能だったことを意味しているものだろう。さらに推測を進めれば、その組織の状態によっては、1文字で個人が表示できた可能性もある。例えば斎宮跡では名を明記した墨書土器はほとんど無く、逆に1文字の墨書が極めて多いが、その中に属人器があった可能性は捨て難い。

それと同様に考えると、1文字のみを刻印した印は、その印の使われていた組織の中で、印を持てるような立場で、その漢字を名前につけていた表示人物が特定できる、という条件の下に使われていた可能性が高い。

そういう印を土器に捺すということは、これはある意味では極めて尊大な所有表示ではないかと思われる。つまり、「私印土器」とは、消費段階ではなく、すでに制作段階から印を持つような階層の人物の所有物として弁別されていた「私物」ではないのだろうか。それでは何のために生産段階で、一おそろくわざわざ私印まで工房に預けて一土器の弁別を計らなければならなかったのか、この点について、一つの示唆を与えてくれそうな資料が京都府で最近出土した。

③……………「笠百私印」製塩土器支脚の意義

それは、舞鶴市浦入遺跡群出土の製塩土器の支脚である。この支脚の底面には「笠百私印」と判読できる私印が捺されている⁽²⁷⁾。9世紀のもので、印は円形で直径約3.1cm、方角ではないが、直径は約1寸となる。この発掘現場では大量の製塩土器支脚が出土しているが、印を捺されたのはこの1点のみである。文字はどっしりとした毛筆風であることから、木印ではないかとも見られるが、銅印の可能性もあるとされている。

この印は製塩土器の支脚という極めて特殊な土器に捺されたことで、色々な問題を提起している。捺印によって当然この個体は他個体と選別が容易になる。しかし、支脚は作業現場でそのまま廃棄

されているのだから、長期的に選別の必要があったわけではない。いわば使い捨てられるまでに印の役割が完了していることになるのである。この施印の目的は、支脚自体の選別というより、その使用プロセスの中で製造される製品、つまり支脚上に乗せられた製塩土器の中身の塩自体の選別ではなかったかと思われる。

塩は単なる食品ではない。多くの祭祀において使われることから分かるように、様々な用途がある。この製塩土器から作られた塩は、笠君某にとって、最初から弁別されなければならなかった特殊なものだったと考えられる。その用途が何であったかはわからないが、例えば宅神祭のような、個人の家・家族に関わる祭祀や、大祓などの呪術に使われたことが想定可能であろう。ゆえに工房段階で土器に施印しておくほどの配慮が必要だったのではないかと思われる。

この推測は、土器に施印する目的全体についても、ある程度汎用できるように思う。すなわち、私印土器は、いうならば、特殊な用途のために作られた土器であり、それを製作段階から完全に弁別しておくために、発注者は自らの印を捺したのではないかと考えられるのである。

すでに平川南氏は、「人名」＋「形(方・召・身)代」(+「奉(進上)」書式の墨書土器について、個人が、冥界に召される代わりに冥府の神霊を饗応したものと⁽²⁸⁾の考えを示し、高島英之氏は、平川説を踏まえ、「形(方・召・身)代」について、杯形土器自体が依代だったと推定している。こうした先行研究を踏まえて考えれば、私印土器とは、こうした供御や、あるいは先述した、祓のような個人に関わる呪術、宅神祭のような、家父長の責任で行う祭祀などの場において用いられたものと推測できる。本来そういう場では、普通の食器以外の土器が使われ、あるものには墨書で名前や用途が記されていたが、その中において一般の墨書土器との格差を見せるため、あるいは特に聖別された物を盛り付けるために、印を持てる階層、すなわち首長層が特別に発注して作らせたのが私印土器なのではないのだろうか。⁽³⁰⁾

このように考える時、確認しておかなければならないのは、印自体に、祭祀的な意味があったかどうか、ということである。この点で参考になるのは、日光男体山山頂遺跡で発見された、山岳信仰に関わる銅印群である。⁽³¹⁾ 報告書では、印には権威を表わす機能があり、「公印は非常に貴重な、宝物にも匹敵する存在として重視せられた」ことから、「公印に対する観念は、また私印に対しても影響を与えたのは当然」としている。傾聴すべき見解だと思う。印が祭祀遺跡から発見されている例としては、千葉県恩田原古墳群出土の「王泉私印」も検討してよい。この印は沼跡から出土し、水辺の祭祀と関係するものではないかと考えられている。⁽³²⁾

このように、印を所持すること自体がすでに権威の象徴であり、その意味で祭祀的な役割も認めうると考えられるのである。

おわりに

以上、限られた事例の検討に留まるものであり、調査も十分に行き届いていないが、印を施した土器の役割に一定の見通しが立てられたものと思う。これまでの事例検討や、名前に対する信仰的な意識をあわせて考えれば、印を施した土器は、文書に印を捺す位の、つまり里長・郡司級以上の権力者が、個人や宅に関わる、きわめて限定された祭祀や呪術に用いるために特別に発注したもの

と考えることができるように思う。そしてその行為は、人名を墨書すること以上に、土器の所有者の強い権威を示していたのではないだろうか。

註

- (1) — 典型的な例として、武蔵国分寺では、郡単位で磚を焼かせ、「足(=足立郡)」「豊(=豊島郡)」のように、郡の略称を記した印を捺して納品させている。これは郡単位で窯の生産管理が行われ、同時に賦課単位となっていたことを示しているとされる。
- (2) — 美濃国陶印については、『老洞古窯跡発掘調査報告書』(岐阜市教育委員会 1981年) 参照。
- (3) — 「宝」印の私印土器については、「三重県斎宮跡調査事務所年報1979」(三重県教育委員会・三重県斎宮跡調査事務所 1980)、「桑名国依」印の私印土器については「一般国道475号東海環状自動車道埋蔵文化財発掘調査概報」(三重県埋蔵文化財センター1995年)が最も詳しく紹介をしている。
- (4) — 『日本古代印集成』(国立歴史民俗博物館編 1996年) 161頁・「大和文華館所蔵品図伴目録-5」(大和文華館 1976年)
- (5) — 『日本古代印集成』(国立歴史民俗博物館編 1996年) 157頁・木内武雄編「日本の古印」1964年
- (6) — 『日本古代印集成』(国立歴史民俗博物館編 1996年) 132頁
- (7) — 丹波川人郷長解写(寛平元年12月25日『平安遺文』第11巻 補256)
- (8) — 『弘仁9年3月27日・酒人内親王家御施入状』(『東大寺文書1-6』写真版および斎宮歴史博物館企画展図録『斎宮の恋人たち』1993年)より。なお、皇族家の私印文は現在、この一点以外に確認されていない。
- (9) — 『台記』久寿2年4月27日条
- (10) — 『権記』長保4年10月3日条
- (11) — 『錦所談』は、山田以文の随筆集で、天保五年撰(『古事類苑』より引用)
- (12) — 『新撰姓氏録』によると、桑名を名乗る氏族は右京神別に見られる桑名首であるが、『正倉院文書』には、姓の無い「桑名牛養」(天平宝字6年10月7日「阿毘曇問分界第一跋語」)や「桑名倭万呂」(天平勝宝7年9月28日「班田使歴名」)が、また『日本三代実録』には、「桑名吉備曆」(元慶元年六月十四日条)が見られる。
- (13) — 『日本古代印集成』(国立歴史民俗博物館編 1996年) 192頁
- (14) — 『天平宝字三年四月八日・生江息嶋解』(大日本古文書4-359・360)
- (15) — 『日本古代印集成』(国立歴史民俗博物館編 1996年) 190頁
- (16) — 『日本古代印集成』(国立歴史民俗博物館編 1996年) 103頁
- (17) — 『日本古代印集成』(国立歴史民俗博物館編 1996年) 151頁
- (18) — 大嘗祭の印については、『儀式』巻第二に「木を以て彫作す。その文に曰く、悠紀所印、主基所印」とある。
- (19) — 『日本書紀』持統六年九月十四日条
- (20) — 『日本古代印集成』(国立歴史民俗博物館編 1996年) 148頁
- (21) — この点については、高島英之氏の御指摘による。記して感謝します。
- (22) — 福岡猛志「尾張元興寺と片絶里」(『伊勢湾と古代の東海』古代王権と交流4 名著出版 1996年)
- (23) — 例えば仏像でも、作者名が明確にわかるのは平安時代後期頃からとされている。
- (24) — 原秀三郎「土器に書かれた文字-土器墨書」(日本の古代14 岸俊男編 1988年 中央公論社)
- (25) — 例えば、手元にある『平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』を見ると、名のみを記したのではないかと見られる墨書土器には「豊人」(第102次-以下数字は回数)、「倉人」「広万呂」「胡麻丸」(104)、「奈女」(128)、「真魚」(157)、「□万呂」(157)、などがある。これらが全て無姓者とは考えにくい。
- (26) — 榎村「斎宮跡の墨書土器」(斎宮歴史博物館企画展図録『眠りから覚めた文字たち』1997年)
- (27) — 『舞鶴市浦入遺跡群埋蔵文化財発掘調査説明会資料』1996年 舞鶴市教育委員会、なお、この資料については、土橋誠氏より御教示を頂いた。記して感謝します。
- (28) — 平川南「古代人の死と墨書土器」(『国立歴史民俗博物館研究報告68』1996年)
- (29) — 高島英之「墨書土器が語る在地の信仰」(1997年歴史学研究会大会報告レジュメ)
- (30) — 近年、新潟県八幡林遺跡において、封臈木簡

が発見され、郡里間で紙の文書がやり取りされていたことが明らかになった。これまでの予想以上に紙の文書の使用範囲が広がったわけである。これに伴い、印を実際に使用していた階層も、里長級の首長まで広げて考えるべきなのかもしれないことを付記しておく。

(31)——『日光男体山—山頂発掘調査報告書—』第4章の2「銅印」(日光二荒神社編 名著出版 1991年)

(32)——『月間文化財発掘出土情報 1997-3』(1997年)

(斎宮歴史博物館, 国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査員)

Wares Bearing Old Seal Marks

EMURA, Hiroyuki

Strange wares are excavated from ruins of Nara-Heian era (8–9th century) in rare cases. Personal seals were affixed on the wares as on documents. From an observation of two samples “*Takara*” (寶) and “*Kuwana-no-Kuniyori*” (桑名国依) excavated in Mie Prefecture, the seals are not seal-imitated carvings, but real seal marks. As if seen with sealing on paper, ancient Japanese sometimes put seals on wares.

Many of the Chinese characters sealed on wares and roof tiles indicated either a kiln or a district, “*Kuni*” (国) or “*Ko'ori*” (郡). But, personal seals essentially indicate only a “name of a person”, so that the purpose of affixing must have been different. These seal marks only showed their original owners. These seals, usually made of bronze, are a necessity of local government officials, who are local leaders on the other hand. Therefore, name-sealing is similar to putting a signature, but it showed the owner's power more proudly. An earthen ware stay of salt-making ware, excavated from a seaside ruin in *Kyōto* Prefecture, provides an important hint. This article of consumption also bears personal seals, which show a fact that the important thing is not the ware, but the contents, salt in this case. Salt was the necessity of the religious rite and sorcery.

I think this salt must be separated from others since it is used on a special stage for a sacred purpose. In the same way, name-sealed wares were made for special purposes, probably in some religious services, for example, in serving sacred food. And this act indicates a possibility that the ancient Japanese people regarded the bronze seal itself as a sort of religious object.